

第三十七号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斎

藤

猛

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）  
の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法  
第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。  
第二十八条第二号中「（同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」  
を削る。

第三十条第一項中「それぞれの」を「それぞれ」に改め、「、若しくは地方公  
務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を  
削る。

第三十二条の二の次に次の一条を加える。

（昇給についての適用除外）

第三十二条の三第七条第二項から第五項までの規定は、臨時的に任用される職  
員には適用しない。

### 付 則

#### （施行期日）

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第三十二条の二  
の次に一条を加える改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

2

(経過措置)

この条例の施行の日前に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）第四十四条の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一条）以下「旧法」という。第十六条第一号に該当して旧法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第二十七条第一項、第二十八条第二号及び第三十条第一項の規定にかわらず、なお従前の例による。

(説明)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、臨時的に任用される職員には、昇給に関する規定を適用しないこととするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。